平成２０年３月２１日
日本貸金業協会

会員権の消滅について

今般、下記の協会員が東京都知事より平成２０年３月１８日付で、貸金業法第２４条の６の４第１項の規定に基づき、登録取消処分を受けました。

これに伴い、同協会員に同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失った旨通知致しましたので、定款の施行に関する規則第１１条第２項の規定により通知します。

なお、本件の行政処分に係る内容につきましては、東京都のホームページ（http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/03/20i3i500.htm）をご参照下さい。

記

田中商店
代表者　田中　幸之
（日本貸金業協会会員第００２８５７号）

以上